

○古物営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成 13 年 1 月 17 日

警察本部訓令第 6 号

改正 平成 15 年 8 月 29 日本部訓令第 16 号、平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 20 年 11 月 11 日本部訓令第 22 号、平成 22 年 3 月 10 日本部訓令第 6 号、平成 24 年 7 月 6 日本部訓令第 8 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 30 年 10 月 24 日本部訓令第 12 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号、令和 2 年 3 月 31 日本部訓令第 12 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 6 号

古物営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

古物営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

古物営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令（平成 7 年香川県警察本部訓令第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成 7 年政令第 326 号）、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号。以下「規則」という。）及び古物営業法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 11 号。以下「細則」という。）の規定に基づく古物営業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第 2 条 警察署長は、古物営業に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその関係書類の提出を受けたときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条又は第 37 条の規定により、申請書等及びその関係書類が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては補正を求めらるる等適切な措置をとらなければならない。

2 警察署長は、申請書等及びその関係書類の提出を受けたときは、香川県警察情報管理システムによる許可等事務管理システムに必要事項を入力する方法により別記様式第 1 号の受付簿に必要事項を記録してその処理結果を明らかにしなければならない。

3 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は申請書等及びその関係書類を、警察署長は申請書等及びその関係書類の写しを、別表の左欄に掲げる申請又は届出の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める関係書類の編さん順序により編さんするものとする。

（許可）

第 3 条 法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書及びその関係書類の提出を受けた警察署長は、別記様式第 2 号の古物営業許可申請等調査書（以下「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、別記様式第 3 号の古物営業審査表（以下「審査表」という。）

により審査し、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める審査基準（以下「審査基準」という。）に抵触しないときは許可をしなければならない。

- 2 警察署長は、前項の規定による審査の結果、古物商又は古物市場主（以下「古物商等」という。）の許可をしたときは、申請者に通知し、許可証を交付しなければならない。
- 3 前項の許可証には、上位5桁は警察署コード、下位7桁は警察署における累年の一連番号による12桁の数字の許可証番号を付さなければならない。この場合において、当該一連番号が7桁に満たないものについては、上位の桁に「0」を補充して7桁として取り扱うものとする。
- 4 第2項の許可証には、公安委員会の公印（香川県公安委員会公印規則（平成12年香川県公安委員会規則第23号）に規定する警察署長が保管する公安委員会の公印をいう。以下同じ。）を押さなければならない。

（許可申請書の取扱い）

第4条 古物商等の許可をした警察署長は、許可申請書に必要事項を記載し、当該許可申請書及びその関係書類を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該許可申請書及びその関係書類の写しを当該警察署において保存するものとする。

（不許可の上申等）

第5条 警察署長は、第3条第1項の規定による審査の結果、申請者が審査基準に抵触し、又は抵触する疑いがあると認めるときは、許可申請書及びその関係書類（当該審査基準に抵触し、又は抵触する疑いがあると認めた理由を記載した書面を含む。第3項において同じ。）を生活安全企画課長を経由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

2 香川県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）は、前項の規定による上申を受けた場合において、許可の申請が審査基準に抵触すると認めるときは、不許可の決定をしなければならない。

3 警察署長は、生活安全企画課長から細則第3条の不許可通知書の送付を受けたときは、当該不許可通知書を申請者に交付して、処分のお知らせをしなければならない。

4 生活安全企画課長は、第1項の規定による上申について許可をすることが相当であると認めるときは、第1項の許可申請書及びその関係書類に当該許可をすることが相当と認める理由を記載した書面を添えて上申に係る警察署長に送付して通知するものとする。

5 第3条の規定は、前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

（許可台帳）

第6条 古物商等の主たる営業所若しくは古物市場（以下「主たる営業所等」という。）又は古物商等の主たる営業所等以外の営業所若しくは古物市場（以下「その他の営業所等」という。）（以下これらを「営業所等」という。）の所在地を管轄する警察署長は、別記様式第4号の古物営業許可台帳（以下「許可台帳」という。）を作成し、許可証番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

2 営業所等の所在地を管轄する警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ

たときは、前項の許可台帳に、その都度必要事項を記載しなければならない。

- (1) 許可証の再交付をしたとき。
- (2) 許可証の書換えをしたとき。
- (3) 営業所等の名称又は所在地の変更があったとき。
- (4) 取り扱う古物の種類の変更があったとき。
- (5) 管理者の氏名又は住所の変更があったとき。
- (6) 法人の役員の氏名又は住所の変更があったとき。
- (7) 主たる営業所等の所在地を管轄する警察署に変更があったとき。
- (8) 許可の取消し、営業の停止又は指示を行ったとき。
- (9) 品触れの配布、保管命令、立入り及び調査を行ったとき。
- (10) その他許可台帳の記載内容に変更があったとき。

- 3 営業所等の所在地を管轄する警察署長は、前2項の規定により許可台帳を作成又は記載事項の変更等をしたときは、その都度当該許可台帳の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(許可証の再交付)

第7条 主たる営業所等の所在地を管轄する警察署長は、規則第4条第1項の再交付申請書の提出を受けた場合において、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たな許可証を作成して申請者に交付しなければならない。

- 2 前項の場合において、主たる営業所等の所在地を管轄する警察署長は、当該再交付申請書に必要な事項を記載した上、当該再交付申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該再交付申請書の写しを当該警察署において保存するものとする。

(許可証の書換え)

第8条 主たる営業所等の所在地を管轄する警察署長は、規則第5条第9項の書換申請書及びその関係書類の提出を受けた場合において、申請事由を審査し、適当と認めるときは、許可証の記載事項を斜線で消した上、公安委員会の公印を押して訂正し、かつ、許可証の異動事項欄に所定の事項を記入した上、公安委員会の公印を押して申請者に交付しなければならない。

- 2 前項の場合において、主たる営業所等の所在地を管轄する警察署長は、当該書換申請書に必要な事項を記載した上、当該書換申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該書換申請書の写しを当該警察署において保存するものとする。

(変更の届出)

第9条 営業所等の所在地を管轄する警察署長は、法第7条第1項又は第2項の規定による届出書及びその関係書類の提出を受けたときは、当該届出書に必要な事項を記載し、当該届出書及びその関係書類を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該届出書及びその関係書類の写しを当該警察署において保存するものとする。

2 営業所等の所在地を管轄する警察署長は、法第5条第1項第4号に規定する管理者の交替に係る届出書及びその関係書類の提出を受けたときは法第13条第2項各号のいずれかに該当するかどうかについて、法第5条第1項第7号に規定する法人の役員の交替又は追加に係る届出書及びその関係書類の提出を受けたときは法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当するかどうかについて、調査書により調査した上、審査表により審査しなければならない。

3 営業所等の所在地を管轄する警察署長は、前項の規定による審査の結果、古物商等の管理者が法第13条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は古物商等の法人の役員が法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当すると認めるときは、第14条に規定する管理者の解任勧告の手續又は第19条に規定する許可の取消しの手續をとらなければならない。

(許可証の返納)

第10条 主たる営業所等の所在地を管轄する警察署長は、法第8条第1項又は第3項の規定による許可証の返納があったときは、許可証とともに提出を受けた規則第7条の返納理由書に必要事項を記載した上、当該返納理由書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該返納理由書の写しを当該警察署において保存するものとする。

(競り売りの届出)

第11条 警察署長は、規則第8条の競り売り届出書の提出を受けたときは、当該競り売り届出書に必要事項を記載した上、当該競り売り届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該競り売り届出書の写しを当該警察署において保存するものとする。

第12条 削除

(古物競りあっせん業の営業開始の届出)

第12条の2 警察署長は、規則第9条の2第1項に規定する古物競りあっせん業者営業開始届出書及びその関係書類の提出を受けたときは、別記様式第4号の2の古物競りあっせん業届出確認表(以下「確認表」という。)により所要の事項を確認した上、当該古物競りあっせん業者営業開始届出書及びその関係書類を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該古物競りあっせん業者営業開始届出書及びその関係書類の写しを当該警察署において保存するものとする。

(古物競りあっせん業の廃止の届出)

第12条の3 警察署長は、規則第9条の3第2項に規定する廃止届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該廃止届出書の写しを当該警察署において保存するものとする。

(古物競りあっせん業の変更の届出)

第12条の4 警察署長は、規則第9条の3第2項に規定する変更届出書及びその関係書類

の提出を受けたときは、確認表により所要の事項を確認した上、当該変更届出書及びその関係書類を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該変更届出書及びその関係書類の写しを当該警察署において保存するものとする。

(行商従業者証等の様式の承認に関する調査)

第13条 生活安全企画課長は、規則第12条第1項の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認に関し、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下この項において「規程」という。）第2条の承認申請書及びその関係書類の提出を受けたときは、規程第3条又は第4条に掲げる承認の基準について調査しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による調査を警察署長に依頼することができる。この場合において、警察署長は、必要事項を調査したときは、その結果に意見を付して生活安全企画課長に通知するものとする。

(管理者の解任勧告)

第14条 営業所等の所在地を管轄する警察署長は、法第13条第4項の規定により営業所等の管理者の解任を勧告する必要があると認めるときは、別記様式第5号の管理者解任勧告上申書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

2 営業所等の所在地を管轄する警察署長は、生活安全企画課長から細則第5条の管理者解任勧告書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理者解任勧告書を古物商等に交付し、当該古物商等の講じた措置を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(仮設店舗における営業の届出)

第14条の2 警察署長は、規則第14条の2の仮設店舗営業届出書の提出を受けたときは、当該仮設店舗営業届出書に必要事項を記載し、当該仮設店舗営業届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該仮設店舗営業届出書の写しを当該警察署において保存するものとする。

(品触れ)

第15条 警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、法第19条第1項の規定により古物商等に対し品触れを発するとき、細則第6条の品触書を交付しなければならない。

(差止め)

第16条 警察本部長等は、法第21条の規定により古物商等に対し古物の保管を命ずるときは、細則第7条の古物保管命令書を交付しなければならない。

(古物競りあっせん業の実施方法の認定)

第16条の2 警察署長は、規則第19条の4第2項に規定する古物競りあっせん業者認定申請書及びその関係書類の提出を受けたときは、別記様式第5号の2の古物競りあっせん業認定申請等調査書（以下「認定調査書」という。）により所要の事項を調査した上、

別記様式第5号の3の古物競りあっせん業認定申請等審査表（以下「認定審査表」という。）により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第5号の4の認定上申書に当該古物競りあっせん業者認定申請書及びその関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による認定の申請に係る上申を受けた場合において、認定審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、認定を決定し、細則第7条の2の認定通知書を作成して、当該認定通知書を上申に係る警察署長を経由して申請者に交付しなければならない。この場合において、当該認定通知書の番号欄に香川県警察本部生活安全部生活安全企画課において管理する累年の一連番号を付するものとする。

（古物競りあっせん業の実施方法の不認定）

第16条の3 生活安全部長は、前条第2項の規定による審査の結果、認定の申請が審査基準に抵触すると認めるときは、不認定を決定し、細則第7条の3の不認定通知書を作成して、当該不認定通知書を上申に係る警察署長を経由して申請者に交付しなければならない。

（認定古物競りあっせん業の変更の届出）

第16条の4 警察署長は、規則第19条の9第1項又は第2項に規定する変更届出書及びその関係書類の提出を受けたときは、認定調査書により所要の事項を調査した上、認定審査表により審査し、当該変更届出書及びその関係書類を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該変更届出書及びその関係書類の写しを当該警察署において保存するものとする。

（準用）

第16条の5 第16条の2及び第16条の3の規定は外国において古物競りあっせん業を営む者で法第21条の6第1項の認定を受けようとするものについて、前条の規定は当該認定を受けた者（以下「認定外国古物競りあっせん業者」という。）について準用する。

（認定外国古物競りあっせん業者の廃止の届出）

第16条の6 警察署長は、規則第19条の13第1項第1号の規定により廃止届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

（立入り及び調査）

第17条 生活安全部長は、警察署長に対し、法第22条第1項の規定による立ち入り及び調査について必要な指導を行うとともに、立入り及び調査の必要があると認めるときは、その都度実施を指示することができる。

- 2 警察職員は、必要があると認めて営業所等、仮設店舗、古物の保管場所又は競り売りの場所に立ち入り、古物及び帳簿等の検査をしたときは、その結果を別記様式第6号の立入り報告書により警察署長に報告しなければならない。この場合において、警察本部の警察職員にあっては、当該警察職員が所属する所属の長を通じて主営業所等の所在地を管轄する警察署長に報告するものとする。

- 3 警察本部長等は、法第22条第3項又は第4項の規定により古物商等、古物競りあっ

せん業者又は認定外国古物競りあっせん業者に対し報告を求めるときは、細則第8条の報告要求書を交付しなければならない。

(指示)

第18条 警察署長は、法第23条第1項又は第2項の規定により古物商等に対し指示をする必要があると認めるときは、別記様式第7号の行政処分上申書に關係書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

2 前項の場合において、生活安全企画課長は、上申に係る古物商等に対し、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第20条の弁明通知書を交付するときは、警察署長を経由して行うことができる。

3 警察署長は、生活安全企画課長から細則第9条の指示書の送付を受けたときは、速やかに、当該指示書を名宛人の古物商等に交付してこれを執行し、その結果及び当該古物商等の講じた措置を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第19条 警察署長は、法第6条第1項若しくは第2項若しくは法第24条第1項の規定による許可の取消し、同項若しくは同条第2項の規定による営業の停止、規則第19条の10の規定による認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し又は規則第19条の14の規定による認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消しに該当する事由があると認めるときは、別記様式第7号の行政処分上申書に關係書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

2 前条第2項の規定は、聴聞規則第8条の聴聞通知書の交付について準用する。

3 警察署長は、生活安全企画課長から細則第4条（法第6条第2項の規定による許可の取消しに係るものを除く。）若しくは第10条の古物営業許可取消通知書、細則第10条の古物営業停止命令書又は細則第7条の4の認定取消通知書の送付を受けたときは、当該書面を名宛人の古物商等、認定古物競りあっせん業者又は認定外国古物競りあっせん業者に交付してこれを執行しなければならない。

4 許可の取消し、営業の停止命令又は認定の取消しを執行した警察署長は、当該処分を受けた者の履行状況を確認し、その結果を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

5 警察署長は、生活安全企画課長から細則第4条（法第6条第2項の規定による許可の取消しに係るものに限る。）の古物営業許可取消通知書の写しの送付を受けたときは、当該古物営業許可取消通知書の写しを当該警察署において保存するものとする。

(審査請求等の教示)

第20条 申請に対する処分又は古物商等若しくは古物競りあっせん業者に対する不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示

は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第 82 条第 1 項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公安委員会規則第 3 号）第 26 条に規定する教示文を記載して行うものとする。

（受領書）

第 21 条 生活安全企画課長又は警察署長は、申請者、古物商等又は古物競りあっせん業者に対し、公安委員会又は警察本部長等が発する書面を交付する場合は、別記様式第 8 号の例による受領書を徴するものとする。この場合において、警察署長は、徴した受領書を生活安全企画課長へ送付し、当該受領書の写しを当該警察署において保存するものとする。

（手数料）

第 22 条 警察署長は、法第 3 条に規定する許可、法第 5 条第 4 項に規定する許可証の再交付、法第 7 条第 5 項に規定する許可証の書換え及び法第 21 条の 5 第 1 項又は第 21 条の 6 第 1 項に規定する古物競りあっせん業者に係る認定に関する事務の手料は、香川県警察関係手数料条例（平成 12 年香川県条例第 4 号）第 3 条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和 39 年香川県規則第 23 号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 2 号）の規定により収納しなければならない。

（電算登録）

第 23 条 生活安全企画課長は、法に基づく処分をしたとき、又は警察署長から送付を受けた申請書等について別に定めるところによる古物営業管理業務において電算登録を行う必要があるときは、警察庁共通基盤システムによる電算登録を行わなければならない。

（報告）

第 24 条 警察署長は、毎月の取扱件数を別記様式第 9 号の古物営業法関係事務取扱報告書により作成し、翌月 10 日までに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（補則）

第 25 条 この訓令に定めるもののほか、古物営業に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 11 日本部訓令第 22 号）

この訓令は、平成 20 年 11 月 11 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 10 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 24 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 6 号）

1 この訓令は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（1）第 1 条中古物営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令別記様式第 3 号の改正規定

（2）～（4）略

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

（別表及び別記様式 省略）